

こころのバリア、ありませんか？

障がい者の人権のこと

※大阪府では、マイナスのイメージがある「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。（法令等の例規文書や固有名詞等を除く）

バリアフリー

身近なところで障がいのある人もない人も当たり前暮らす……そのためになくてはならないことが「バリアフリー」です。「バリアフリー」とは、行動や人間関係をさまたげるバリア（壁）をなくしていくことです。

平成18（2006）年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、これまで別々の法律で行われてきた特別特定建築物（※）についての移動等円滑化基準への適合義務及び旅客施設等に関するバリアフリー対策が一体的に整備されるようになり、対象者や対象施設も拡大されました。

平成21（2009）年10月には、「大阪府福祉のまちづくり条例」をバリアフリー法に基づく委任条例（第3章）とする内容に改正・施行しました。その後、平成28（2016）年4月には、条例の理念や趣旨を府民等に理解いただくとともに、条例に規定する基準や配慮すべき事項を分かりやすく示すため、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定・公表しました。

その後、国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について令和3（2021）年3月に改正したこと等を踏まえ、障がい当事者等が参画した現地検証や大阪府福祉のまちづくり審議会での議論を経て、令和5（2023）年5月に「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂いたしました。

また、令和4（2022）年には公共施設のバリアフリースイールの情報を集約したマップを作成し、HPで公表する等情報発信も推進しております。

また、解消しなければならないバリアの一つに、一人一人のこころのバリアがあります。障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題、社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦（いわゆる施設コンフリクト）が発生するなどの問題もあります。

一人一人が、こころのバリアをなくしていくことが必要です。

※ 特別特定建築物

病院、診療所や物販店等、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（バリアフリー法第2条第19号、同法施行令第5条）

障がい者の完全参加と平等のために

平成18（2006）年12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定等、国内法を整備し、平成26（2014）年1月に条約を締結しました。

一方、国内では平成5（1993）年に、すべての障がい者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成16（2004）年には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

平成23（2011）年には、基本理念に「共生社会の実現」が掲げられたほか、障がい者を本人の障がいのみでとらえるのではなく、社会的障壁（障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）という社会との関係性によってとらえることや、社会的障壁の除去について、負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

また、平成24（2012）年10月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

さらに、平成25（2013）年4月に施行された、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい福祉サービスの充実が進められています。

平成25（2013）年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、平成28（2016）年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置

等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障がい者も含めた国民一人一人による自発的な取組を促しています。

その後、令和3（2021）年6月に公布の改正法が令和6（2024）年4月1日から施行されたことにより、これまでは努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

大阪府では

令和3（2021）年3月に「第5次大阪府障がい者計画」を策定し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障がい者の地域での自立と社会参加の実現をめざし、様々な施策に取り組んでいます。その一つとして、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、障がい者等の雇用促進に取り組んでいます。条例では、「障害者等の雇用の促進等と就労の支援は、障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として行わなければならない」という基本理念や、府、事業主、事業主団体及び府民が果たすべき責務や府の基本的施策を定めるとともに、契約の締結や補助金の交付等府と関係がある事業主に法定雇用率の達成を求める等、事業主の障がい者雇用に向けた取組を誘導・支援しています。

また、「施策の谷間」の1つとされた発達障がいについては、「第5次大阪府障がい者計画」において「専門性の高い分野」の一つとして位置づけるとともに、「大阪府 新・発達障がい児者支援プラン」の後継となる内容を当該計画に位置付けることで、障がい特性の理解に基づいた重層的な支援体制の構築をすすめています。

差別解消に向けた取組

大阪府では平成27（2015）年3月に策定した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和3（2021）年3月改訂）」等による啓発活動と、平成28（2016）年4月に施行した「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備を車の両